

独立行政法人国立病院機構 看護職員募集要項

～国立病院機構 東埼玉病院のご案内～

国立病院機構はネットワークを活用した5疾病5事業の診療や感覚器、感染症、重症心身障害、筋ジス及び神経難病などのセーフティーネットの医療（民間では提供困難な医療）を提供する全国に143病院を持つ医療グループです。

その中で当院は、セーフティーネットの医療、呼吸器系疾患、回復期リハビリテーションを行っています。就職を希望される方は、下記要領により別添の受験願書等に必要書類を揃えて、提出してください。

1. 職種

看護師

2. 応募方法

(1) 提出書類（提出された書類は、返却いたしませんので予めご了承ください。）

①採用試験受験願書（別添様式）

②看護師の免許証（写）

③看護系大学（短大含む）・看護学校等の卒業証明書又は卒業証書（写）

(2) 提出先

看護職員採用担当者宛

郵送の場合は、「看護職員採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 願書受付期間（受付締切日）

随時受付

3. 採用試験日等

(1) 試験日程

随時実施

(2) 集合時間 予定：午前9時20分（受験票に記載）

4. 試験会場

国立病院機構 東埼玉病院

5. 試験内容

面接試験及び小論文（800字程度）

6. 内定通知等

試験日から概ね2週間後に内定通知を送送する予定です。

7. 個人情報の取扱いについて

病院へ提出いただく受験願書等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただきますことがありますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 看護職員採用試験実施のため
- (2) 試験の結果又は内定通知書の送付のため
- (3) 受験者名簿の作成のため
- (4) 採用予定者名簿の作成のため
- (5) 関東信越グループ管内病院での採用手続きのため
- (6) 採用後の人事情報管理のため
- (7) 採用試験実施状況資料作成のため

個人情報の管理につきましては、関東信越グループ管内各病院及び関東信越グループにおいて万全の管理をいたします。

また、上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。

採用後の給与・勤務時間・休暇等について（国立病院機構）

1. 給与について

○平成26年4月に採用された埼玉県内の某病院看護師・助産師の場合（新卒）

看護師	大学卒	Aさんの場合：給与総額（年収） 約 4,871,000 円
看護師	短大3卒 専門学校卒	Bさんの場合：給与総額（年収） 約 4,803,000 円
助産師	大学卒	Cさんの場合：給与総額（年収） 約 5,065,000 円

※地域手当（都市手当）の支給率や勤務実績により支給する手当（超過勤務手当等）もありますので、年収額には差が生じます。

給与は、独立行政法人国立病院機構職員給与規程により支給されます。

（以下、平成28年度実績を表記しています。）

【初任給】	看護師	大学卒	203,500 円
	看護師	短大3卒、専門学校（3年）	194,200 円
	看護師	短大2卒、専門学校（2年）	185,900 円

※職歴等に基づいて基本給が加算されます。

【昇給】 毎年1回（5,000円～10,000円程度基本給に増額）

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を加算）

夜間看護等手当、夜勤手当・・・

二交替夜勤1回につき概ね 11,000 円

三交替夜勤1回につき概ね 5,000 円

専門看護手当・・・（月額 専門看護師 5,000 円、認定看護師 3,000 円支給）

診療看護師手当・・・（月額 60,000 円支給）

住居手当・・・（借家は月額最高 27,000 円支給）

通勤手当・・・（交通機関利用 月額最高 55,000 円まで全額支給）

業績手当（ボーナス）・・・（年間基本給等の 4.1 月分、支給日 6/30・12/10）

年度末賞与・・・（医業収支等が良好な病院に支給）

扶養手当、時間外勤務手当等

その他給与規程に基づき支給されます。

2. 勤務時間

- (1) 4週155時間勤務（4週8休制） 週38時間45分勤務
- (2) 他に国民の祝日、年末年始の休日有
※勤務した場合は代休又は休日給を支給
- (3) 勤務形態：三交替制勤務、二交替制勤務（各病院、各病棟によって異なります。）

3. 休暇

- (1) 年次休暇（有給）
暦年（1月1日から12月31日までの間）に20日間を限度として付与。
（4月1日付採用者は、採用時に15日付与。）
取得しなかった日数は20日を超えない範囲内でその翌年に限り繰り越しが可能。
- (2) 病気休暇（有給）
負傷又は疾病の場合（予防接種による発熱を含む。）に与えられる休暇。
1日、1時間又は1分単位で取得可能。
- (3) 特別休暇（有給）
 - 1) 結婚休暇
結婚に伴う行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。
結婚の日の5日前から当該結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で5日間。
 - 2) 夏季休暇
夏季における盆等の諸行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。
毎年7月～9月までの間で3日間。
※業務の運営上、病院長が特に必要と認める場合にあっては、6月～10月までの間で3日間。
 - 3) その他（忌引、災害被災時等）
- (4) 子育て支援制度について —あなたのキャリアを生かし続けてください！—
☆国立病院機構は、育児をしながら働く職員を支援いたします！！
 - 1) 特別休暇（有給）
 - ① 出産休暇
産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間
 - ② 保育時間
子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内
 - ③ 配偶者の出産休暇
出産等にかかる入院の日から産後2週間までの間に2日間
 - ④ 男性職員の育児参加のための休暇
配偶者が産前産後期間中で小学校就学の始期に達するまでの子を男性職員が養育するため勤務しない場合は、配偶者の産前産後期間内において5日間

⑤子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育している職員が、その子を看護するため勤務しない場合は、年5日間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日間）

2) 介護休暇

職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話を行うため勤務しない場合は、年5日間（要介護者が2人以上の場合は、年10日間）

3) 育児休業等

①育児休業

男女を問わず、子が3歳に達する日まで取得が可能。
共済組合継続加入掛金（保険料）が免除される。

②育児短時間休業

男女を問わず、子が小学校就学の始期に達するまで、週19時間25分～24時間35分の範囲内で、勤務日、勤務時間を選択することが可能。

③育児時間

男女を問わず、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しない場合は、1日につき2時間以内。

4) 妊産婦の女性職員に対する軽減措置等

①深夜勤務及び時間外勤務の制限

②健康診査及び保健指導のために必要な時間の勤務免除

③業務軽減

④休息・補食のために必要な時間の勤務免除

⑤通勤緩和

5) その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、国立病院機構では以下の措置を講じ、職員が働きやすい環境を整備しています。

①早出遅出勤務

1日の勤務時間を変更することなく、始業時間や就業時間を変更して勤務させる制度

②深夜勤務制限

深夜における勤務を制限する制度

③超過勤務制限

過勤務（時間外労働）を月24時間以内、かつ年150時間以内に制限する制度

4. 卒後研修制度

国立病院機構では、全看護職員を対象とした「看護職のキャリアパス制度」により、新卒後1年目から生涯学習としての研修システムを備えています。

特に、採用から中堅看護師までの看護職員は、独自の「能力開発プログラム」を基に経験を積み重ねながら主体的に学習し、ステップアップしていきます。

当院では、この研修制度に則り院内教育を実施しています。

5. 宿舎

ご相談ください。

6. 院内保育所

ご相談ください。

7. 社会保険・年金等

(1) 国家公務員共済組合法に基づく共済組合に加入

(2) 雇用保険・労災保険に加入

8. 災害補償

工作中的のケガ、通勤中の事故などの災害補償制度あり。

9. その他

常勤職員として採用後、本人のキャリアアップ、人材育成及び家庭環境等に配慮して国立病院機構内の各病院へ異動の希望も可能です。